

農地法講義 < 正誤表 >

	誤	正
203 頁上段 2 行目	最終改正 平成 23 年 5 月 2 日法律第 35 号	最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号
201 頁下段 8 行目	農業委員会の許可(これらの権利を取得する者(政令で定める者を除く。))がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可)を	農業委員会の許可を
200 頁下段 2 行目	5 条第 7 項	5 条第 8 項
198 頁下段 12 行目	農業委員会又は都道府県知事は、	農業委員会は、
198 頁下段 14 行目	すべて	全て
197 頁上段 7 行目	農業委員会又は都道府県知事は、	農業委員会は、
197 頁上段 8～9 行目	あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知	あらかじめ、その旨を市町村長に通知
197 頁上段 15 行目	農業委員会又は都道府県知事は、	農業委員会は、
197 頁上段 19～20 行目	農業委員会又は都道府県知事に	農業委員会に
197 頁下段 4 行目	農業委員会又は都道府県知事は、	農業委員会は、
197 頁下段 21 行目	農業委員会又は都道府県知事は、	農業委員会は、
195 頁下段 1 行目	5 条第 7 項	5 条第 8 項
192 頁上段 1 行目	5 条第 7 項	5 条第 8 項